

正倉院の開封記録

橋 本 義 彦

はしがき

一 勅封制度の沿革

(1) 勅封付綱封

正倉院の秋季定例開封は、いまや古都奈良の秋を彩る年中行事の観を呈しているが、その勅使以下参進の次第といい、勅使の奉ずる勅封といい、長い歴史と伝統に支えられた古式を守って行われている。その沿革を尋ねれば、江戸時代の開封記録にその基本的な姿を見ることができ、さらに江戸時代の開封行事には、鎌倉時代の開封記録に由緒を求め、さらには平安時代の開封行事に由来することは、天平勝宝八歳(七五六)の宝物の盧舎那仏奉獻の主旨に由来することは、村上天皇の天曆四年(九五〇)に綱封の東大寺羅索院雙倉の納物を正倉院宝蔵の南端の蔵、すなわち南倉に移して、これに僧綱封を施して、これが綱封蔵と呼ばれることになってからのことであろう」と推測されている(『大和文華』十

正倉院の校倉造の宝庫を指して「勅封御蔵」とか「勅封倉」と称した例としては、寛仁三年(一〇一九)前摂政藤原道長が宝庫を開いて宝物を拝観したときの『左経記』および『小右記』の記事を初見とする。その記述から推すと、この名称は当時すでに定着していたと思われるが、その起源はいつまで遡ることができるであろうか。和田軍一氏は「この宝蔵が特に勅封蔵(勅封倉)と呼ばれるようになったのは、村上天皇の天曆四年(九五〇)に綱封の東大寺羅索院雙倉の納物を正倉院宝蔵の南端の蔵、すなわち南倉に移して、これに僧綱封を施して、これが綱封蔵と呼ばれることになってからのことであろう」と推測されている(『大和文華』十

一号所載「正倉院の勅封」。なかなか魅力ある高説であるが、宝庫の施封が勅使の封から天皇親署の封に移行するのはかなり後世のことに属するから、平安時代より鎌倉時代にかけて通用した「勅封倉」の意味は、まだ後世のように「天皇親署の封がかけられた倉」と解釈することはできず、「勅命を奉じて封が施されている倉」という程度の意味にとどまる。また上記の『左経記』には、「宝物等を出さしめ、御覽畢つて、監物惟忠、封を御蔵に付く」とあり、このときは監物の封が付けられたと考えられる。しかもこの監物の施封は新例ではないらしいし、後述するように監物の差遣が常例化した延暦以来行われてきたものかも知れないが、それを裏付ける史料はいま見当らず、またさらに遡って宝庫施封の由緒を辿ることもできない。

ところがこの寛仁三年以後鎌倉時代に至る間に、いつしか勅封倉には勅使の弁の封が付けられることになった。この弁の封については、『経俊卿記』に恰好の記事がある。建長六年(一二五四)六月十七日勅封倉に落雷があり、その修理のため開封が行われ、七月六日権右中弁日野資定が勅使として遣わされたが、資定が「勅封」を申し請うて下向したことを聞いた左大弁吉田経俊は、「先例、勅封蔵と雖も、宸筆の御封を下さず、只勅使の弁の封なり、而るに勅封を申し下すの条、不便と謂うべし」と難じ、恐らく勅使の弁が先例を申さず、「勅封蔵」の称にひかれて宸筆の御封を申し下したのであらうと推測している。そして後日資定にそのことを尋ねたところ、資定は「用意の為此を申し下す、然れども先

例は弁の封たるの間、我が封を付け了んぬ」と答え、経俊は「今陳ずる状、謂れなきか」と嘆いている。すなわち建長六年の開封時には、すでに勅封倉には勅使の弁の封を付けることが常例となっていたのである。

これを踏まえて建久四年(一一九三)以降鎌倉時代の数次の開封記録(末尾資料一・同二)を見ると、勅封倉に付けられた封はみな弁の封と断定して誤らない。また建久四年の記録に、開封して「本の封」を勅使の弁に進覽したと見え、この「本の封」は前回開封時の勅使の弁の封と思われるから、弁の封の例は文治五年(一一八九)まで遡ることができるが(『玉葉』)、さらに監物の封から弁の封に変わった時期はいま特定できない。

『経俊卿記』の記述でもう一つ注目されるのは、当時弁の間ですら勅封倉の「勅封」を天皇宸筆の御封とする解釈が存したことであり、この觀念が勅使の弁の封から天皇親署の御封に移行する素地となったことは疑ない。宸筆の御封については、『三倉御開封記』(資料四)に収める寛正六年(一二四五)九月二十四日開封時の指図に「已前之帝之御判ノ物、則勅使へ返上申者也」とある註記が、管見に入る最初の史料である。その「已前之帝之御判ノ物」とは、永享元年(一二二九)足利義教の宝物拝見のため開封した後付けられた後花園天皇親署の勅封と推測されるが、宸筆の勅封の初例がさらに遡る可能性は高いと思われる。また『正倉院御開封次第』(資料六)に収める寛正六年の記録には、勅封について「宸筆之御書判如^{ナカ}常横^{ナカ}被^レ々^々為^レ遊也、紙^ハ大鷹也、紙^ハ、式寸程有^レ之」と見え、元禄六年(一二九三)の開封記録(資料九)にも同様の記事があり、

江戸時代には勅封の形式もほぼ定着している。

ところで正倉院の宝庫は、内部が三区画に分れ、それぞれ東面に扉をもつ一棟三倉の建築で、北倉・中倉・南倉とよばれているが、この三倉すべてに勅封がかけられるようになったのは、明治八年正倉院が政府の直接管理するところとなってから以後のことである。献物帳所載の宝物は、当初から「雙倉北」とか「庁院西雙蔵北端」といわれた北倉に収蔵されたが、平安中期にはこれを勅封倉とよぶようになり、さらに中倉も北倉と同様に扱われて勅封倉とよばれ、江戸時代末に及んだ。これに対して、南倉は天曆四年(九五〇)羅索院雙倉の納物を移納して僧綱の封がかけられてから、綱封蔵(倉)とよばれるようになったという。永久五年(一一一七)八月七日付の『綱封蔵見在納物勅檢注文』は、南倉の見在納物を点検した文書であるが、この勅注は白河上皇の院宣並びに綱牒によって実施されたもので、文書には「所司」として東大寺三綱の上座・寺主・都維那、「使」すなわち綱所の使として威儀師・從儀師が署名している。これは南倉の開閉と点検が、僧綱の牒により、綱所から差遣された使僧の立会いのもとに行われたことを示すものにはかならない。

その綱封蔵の封については、寛喜二年(一一三〇)七月の開封記録(資料一)に、「綱封蔵に至りては、正法務の封なり、鑑取持ち下すと云々、判を書き下すの間、これを付けしめ了んぬ」と書かれている。法務は綱所の印鑑を管掌する重職であるから、南倉には法務を兼帯した僧綱の封がかけられたのであろう。ところが綱封はその後法務の封から寺務すな

わち東大寺別当の封に代ってしまった。天正二年(一五七四)織田信長の奏請によって宝庫が開かれた際の記録、『天正二年截香記』には、すでに「南倉当寺ノ別当封ヲ付、三綱所出入スル故ニ、綱封倉ト云也、則今度モ勅封ヲハ中ト北トノ二ツニ付ラレテ、南ノ倉ニハ寺務ノ封ヲ付畢」と見え、これ以前に綱封が法務の封から寺務の封に移行していたことを示す。元禄の開封記録(資料九)に、寛文六年(一六六六)の開封の際に切った綱封蔵の封の「寺務判」を模写して載せているが、この封判は慶長十七年(一六二二)宝庫が開かれ、点検が終つて閉扉したときに施された「綱封蔵之封判」。『東大寺統要録』拜堂篇には、「代々寺務為_ニ法務_ニ被_レ逐_ニ拜堂_ニ時、開_ニ綱封蔵_ニ先例事」として、寺務が法務を兼帯して綱封蔵を開いた平安末・鎌倉時代の例を列挙しているが、あるいは寺務の法務兼帯が法務の封から寺務の封への移行を馴致したのであろうか。とも角、江戸時代には南倉にかけられる封は寺務の封となつてしまつたのである。そのため小杉榎郎が『ならのみくら』に「綱封といふ意味は、別当の印を以て封し、三綱これを入する故に此名あり」と述べたような誤解も生まれたが、綱封の本来の意味が僧綱の封をいうことは疑いないところである。(補註)

(2) 勅 使

寛仁三年勅封倉を開いたとき、庫内に入って宝物を実検したのは、東

大寺別当と所司、および左少弁と大監物である。この弁と監物は以後も勅使の中核となるが、宝物収納の当初から宝物の出入や点検等に立ち会う勅使が弁と監物に固定していたわけではない。

正倉院には「雙倉北雜物出入継文」「雙倉北雜物出用帳」「雙倉雜物出入帳」「御物納目散帳」などと題する宝物出納関係の文書が伝存するが、そのなかに「使」または「勅使」として署名するものが三十数通ある。

その「勅使」の表記は、延暦十八年(七九九)から大同元年(八〇六)まで、弘仁十三年(八二二)から天長三年(八二六)までの文書に集中しているのが目につく。しかしその間の弘仁五年から十一年までの文書六通の「使」も、前後の「勅使」と実質的な相違は認められず、「使」もおしなべて勅宣を奉じて差遣された勅使と見なしてよいであろう。それらの勅使の官職名を通観すると、延暦十八年の文書を初例として、それ以降の二十一通すべてに監物が名を連ねていることが目を惹く。さらに延暦六年・同十二年・弘仁二年および斉衡三年(八五六)の四通の曝涼帳の署名を検すると、監物は延暦六年度には見えず、延暦十二年度以降の三通に見える。一方、養老職員令には、監物の職掌として「出納を監察し、管鑑を請け進ること」と定め、その管鑑は「庫蔵の管鑑」と解釈されている(『令義解』)。しかし正倉院の宝庫は特殊な性格をもつ内廷直轄の庫蔵と考えられるので、宝物収蔵の当初からその鍵の請進を監物が掌ったとするわけにはいかない。上記の文書の署名から、延暦六年と同十二年の間に変化を認めることができるとすれば、監物差遣の制は、延暦年中、

平安奠都の前後に成立し、宝庫の管鑑も令規に従って監物の管掌するところとなったのではなからうか。この推測の当否はとも角、宝庫の開閉に当って監物が鍵を携帯して勅使に加わることが、平安・鎌倉時代を通じて定制となっていたことは、多くの資料が裏付けている。

監物以外の勅使では、弘仁年間を中心として近衛将と侍従がやや目立つ程度で、一定の傾向を見出すことは困難である。その反面、後世永く開封勅使を勤仕することになった太政官の弁の例は、出納関係文書では、宝龜三年(七七二)の屏風返納文書に「検使」として見える左大弁佐伯今毛人と、同九年の琵琶出蔵の文書に「使」と見える右少弁紀古佐美の二例に止まることが注目される。そして弘仁二年の曝涼帳の「使」に右中弁藤原伊勢人が見えるものの、勅使の弁の差遣は、平安中期に至って漸く定着したようである。すなわち上記の寛仁三年の左少弁源経頼を始めとして、長元四年(一〇三一)には勅封倉修理のため、右中弁と監物が「宣旨に依り」東大寺に下向し(『左経記』)、承暦三年(一〇七九)にも同じく宝庫修理のため、権左中弁と大監物・主鈴が差遣されている(正倉院事務所蔵『官宣旨』)。こうして勅封倉の開閉には必ず太政官の弁が遣わされることになり、これを「東大寺勅封倉開闔弁」ともいい、且つ中少弁が勤仕するのが常例となった。次に掲げる民部卿吉田経房の請文(『吉部秘訓抄第五』所収)は、その間の事情をよくもの語る好資料である。

請文云、

東大寺勅封倉開闔弁事

右、先例必不_レ限_二長官弁_一候欵、就中、大弁有_二職掌事_一之時、必有_二直弁、稱_二直弁_一者、中、少弁也、參議大弁異_レ他候、備_二此事_一之例、所見若不_二分明_一者、尤可_レ有_二思慮_一候、被_レ差_二遣中、少弁_一可_レ宜候欵、以此趣_一可_レ令_二計披露_一給、恐惶謹言、

八月十二日

民部卿經房奉

勅封倉の開閉のため下向する勅使の弁について諮問を受けた経房は、先例は必ずしも造東大寺長官を兼帯する弁とは限らず、特に大弁は多忙であるから、中弁ないし少弁を差遣するのが宜しいと答えているのである。さらに経房の民部卿在職期間を勘案して、これが文治五年（一一八九）から建久六年（一一九五）まで参議の大弁で造東大寺長官を兼帯した藤原定長に関わるものとする、請文の内容がよりよくわかる。そして実際に平安中期以降、江戸時代末に至るまで、記録に見える勅使の弁は殆んど中、少弁であるが、一方、カギの保管方式の変遷に伴い、室町時代以降の記録には監物の差遣が見られなくなる。

(3) カギの管理

正倉院のカギについて言及した史料では、鍵(Ke)は鑑・鉤・鑰・匙とも書き、錠(Lock)は鎖・鑰・鑿とも書き、ときには両者の混淆も見られるが、以下、使用頻度などを考慮して、便宜上「key」は鍵または鑑、Lockは錠または鑰の字を用いることとする。

勅封倉のカギについて管見に入った早い例も、上記の寛仁三年の記録である。このとき道長に同行していた摂政藤原頼通が、左少弁源経頼に「東大寺勅封御蔵匙」を内裏から取り寄せることを命じ、大監物惟忠がその匙「鑑」を申し給わって馳せ参じたというのがそれである（『左経記』）。ついで康治元年（一一四二）五月、鳥羽法皇が東大寺で受戒した後、勅封倉の宝物を御覧になることになり、急遽都から左少弁源師能と大監物時貞が鑑を持参して宝庫を開いたが、その鑑は「鈴印辛横」に納められていたという（『本朝世紀』）。鈴印はいうまでもなく「天皇御璽」であり、この鑑がいかに嚴重に保管されていたかがわかるし、恐らくこれは古来の制に従ったものであろう。また『兵範記』の仁安二年（一一六七）の記事にも、勅封倉の鑑のことが見える。この年九月二十七日、五条内裏が焼亡したので、朝廷は翌日官人を遣わして焼跡を実検させ、印と印盤、および鑑七十一隻と鑰一具を灰燼の中から取り出し、辛横各一合に納めて外記局に宿納した。ついで同月三十日、六条天皇が大内に遷幸したのでをうけて、十月九日、辛横二合を新調し、それぞれ御印・印盤と鑑・鑰を検納して承明門腋に安置し、典鑑をしてこれを管理させた。そして鑑と鑰を納めた辛横には、さらに「東大寺勅封御倉鑑四」も納められたが、その四隻の内訳として「韓鑑一、鑰鑑三」と注記している。鑰の鑑は鑰を開ける鑑であろうが、それと区別された韓鑑は、後世の開封記録に見える俱留呂鑑または折鑑に当るものではなからうか。なお付記すれば、正倉院文書のなかにも、辛鑑・折鑑・久留理鑑などの名称が

散見する(関根真隆氏の御教示による)。

ついで鎌倉時代の開封記録(資料一)からカギの取扱いに関わる記述を探り出してみると、まず建久四年(一一九三)八月二十五日、勅封倉修理のため、北倉・中倉の宝物を綱封蔵(南倉)に移納し、これに勅使の弁の封を付け、勅封倉の鑑と鑰は鑑司藤井依時が請け取って参洛するよう仰せ付けられた。寛喜二年(一二三〇)の記録に引く「建久四記」にも、「北・中倉の鑑は、例に任せて鑑司これを持ちて帰洛すべし、而れども鑰も寺家に留め置き難し、仍つて鑑に相い具して帰洛すべし、修理の後、本の如く渡さるるの時、鑑司相い具して持ち下すべきなり」と見え、宝庫修理中の鑰の管理についても明記している。ところが仁治三年(一二四二)三月十三日の勅封倉開封に当っては、鑑が紛失したので、鍛冶を召して鑰を打ち破って開扉したという。そのため寛元四年(一二四六)の開封時には、造寺所の沙汰として鑑を新造すべきことを命じ、「東大寺正藏院中」および「東大寺正藏院北」と刻銘した鑑各一隻を造らせたと記録している。江戸時代の寛文六年(一六六六)の開封記録(資料七)には、「正倉院鑑ハ上古禁中ニ在之、中古ヨリ御寺務ノ預リニテ寺務坊ニ在之」と見えるが、その「中古」の時点を特定することはできない。しかしすでに室町時代の寛正六年(一四六五)の開封次第(資料五)では、鑑は寺務のもとに保管され、開封に当って寺務より勅使に返還され、更めて勅使から寺僧(三綱)に渡すとされており、江戸時代の開封も同様の手順で鑑の授受が行われている。

また鑰の鑑のほかに、俱留呂鑑(俱留々鑑とも書く)のことも寛喜二年の開封記録(資料一)に見え、上記の寛正の次第には「ヨリ鑑」、江戸時代の記録には「折鑑」(資料八)とか「柩ノ鑑」(資料一〇)と書かれている。これはクルロとかクルルといわれる戸の柩を挙げる鑑で、寺家に保管されたらしく、寛正の開封次第以下の記録において、鑰の鑑とは別の手順で授受されているのはそれを裏付けるものである。その俱留呂鑑について、寛喜の記録では「長一尺二、三寸ばかり」とするが、元禄の記録(資料一〇)に載せる「柩鑑之図」においても、柄を入れて総長一尺二寸七分とする。なお参考までに、同記所載の「三倉錠之図」と「同柩鑑之図」を次頁に掲げておく。(補註)

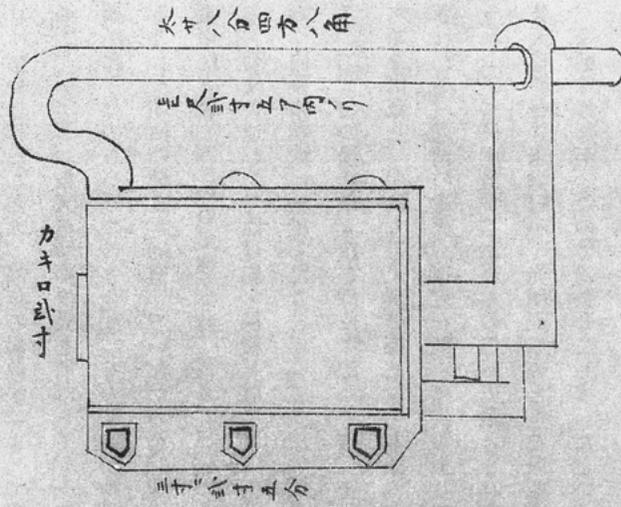
一一 開封行事の沿革

(1) 宝庫開扉の理由

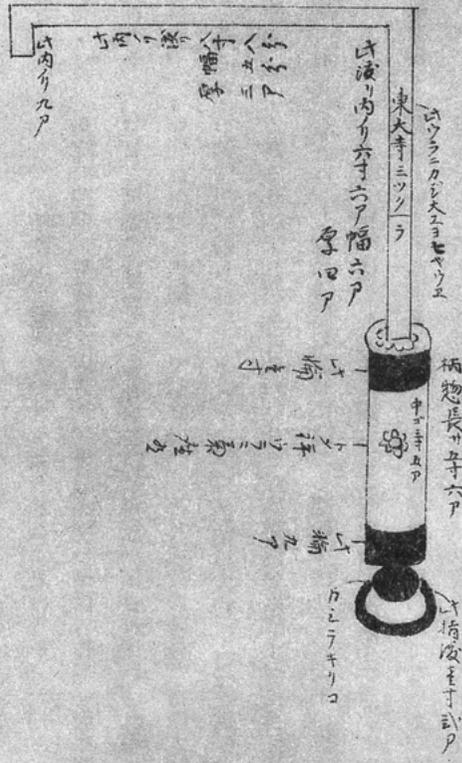
盧舎那仏に奉獻された宝物は、当初から出蔵施与を予定された薬物は別として、永世尊蔵するのを本旨としたと思われる。しかし実際には、奉獻後わずか三年しか経たない天平宝字三年(七五九)四月、花麩六十七枚が東大寺に貸し出されたのを始めとして、宝物の出蔵が相いつぎ、嵯峨天皇の弘仁年間には頂点に達し、貞観二年(八六〇)の薬物出用に至るまで、宝庫開扉の第一の理由となった。

その後、宝物の出蔵は途絶えたが、平安末期から南北朝時代にかけて、

三倉錠之圖



同樞錠之圖



此度磨之畢 鍛冶師田村甚右衛門

即位式のための礼服礼冠の着用を始めとして、まま宝物出蔵の例を見た。すなわち天平勝宝四年(七五二)の大仏開眼会に聖武太上天皇・光明皇太后および孝謙天皇が着用された礼服礼冠が、延暦十二年(七九三)以前に北倉に納められたことは、同年の曝涼帳によって裏付けできるが、永万元年(一一六五)六条天皇の即位式を前にして、その礼服を用いせんとする議が起きた。しかしこのときは、その所在が勅封蔵か綱封蔵か不明であるとし、即位の期日も切迫していたためか、沙汰止みになったらしい(『東南院文書』)。ついで建久九年(一一九八)の土御門天皇の即位礼に際し、勅使を遣わして白練絹・練綾礼服二具、玉冠二頭などを出蔵し、暫らく内裏の納殿に宿納したことが『三長記』に見える。さらに仁治三年(一二四二)の後嵯峨天皇の即位に際しても、玉冠四頭・諸臣礼服冠二十六頭を出蔵し、聖武太上天皇の御冠を「本様」として御冠を製作、着用されたが、返納の途次、玉冠を散々に打ち損じてしまったという(資料一および『平戸記』)。これらの例が先蹤とされたためか、この後も後二条天皇のとき玉御冠が、光明天皇のとき礼服並びに御冠が出蔵されたが、返納されなかったので紛失してしまったという(資料三「東大寺衆徒僉議事書」)。

礼服礼冠のほかにも、文治元年(一一八五)後白河法皇が大仏開眼に使用するため、天平開眼筆と墨を出蔵させた例(『山槐記』『東大寺統要録』供養篇)、あるいは弘長元年(一二六一)後嵯峨上皇が南都に幸して宝物御覧の際、御袈裟を出蔵した例(資料一)などもあるが、宝物出蔵に対す

る反撥もしいに頭をもたげたようである。上記の御袈裟が「嚴重の御夢想に依り」翌年宝庫に返納されたというのも、その反映かとも思われるが、先に引用した延文五年(一一三六)二月十三日付の「東大寺衆徒僉議事書」は、宝物出蔵に対する寺僧の心情をよくもの語っている。その要旨は、そもそも聖武天皇の御遺財は永く大仏盧舎那仏に施入せられたものであるから、代々たやすく御自専のことはなかったが、近來、後二条院の御宇、玉御冠を出され、後醍醐院の御代、琵琶一面や琴などを出され、曆応(光明院)にも礼服並びに御冠が出され、いずれも返納されなかった。「失墜」してしまった。それで彼の時分、毎度本願聖武天皇の御陵が鳴動したが、これすべて「仏陀施入物、再不還人財」の故であろうか。しかるにこのたびまた御琵琶を出蔵すべき旨仰せ下されたことは、ただに寺家の衰微に関わる問題ではなく、天下の重事ではなからうか。此の趣をもつて奏聞するよう別当宮(聖珍法親王)に言上してほしいというものである。この上申の結果は明らかでないが、やや特殊な意味をもつ香木の切截賜与を除いては、以後江戸時代末まで宝物出蔵の例を見ない。

宝庫開扉の第二の理由は、宝物の点検曝涼である。いま宝庫には、延暦六年(七八七)・同十二年・弘仁二年(八一二)・斉衡三年(八五六)の四度にわたり、薬物を含む宝物の曝涼点検が行われた記録が伝えられている。またそれ以前にも「検定文」とか「検珍財帳」が存し、「検財使」の派遣も知られるから、宝物点検は早くから行われていたし、そのため

に宝庫が開かれたことは当然である。しかし斉衡以後は、宝庫の修理や盗難事件などに際して点検が行われたにすぎない。ただ江戸時代の寛文三年(一六六六)、寺僧が三倉開封等のことを幕府に請願したのに対して、老中らが前回の慶長の開封以来五十余年を経過していることを指摘し、「十ヶ年ニ一度、又ハ十五ヶ年ニ一度ト年数ヲ定、御開封之様ニ訴訟可然候、瓦ナトハ一枚損シ候テモモリ可申候、其上ニ御道具改メ帳ヲ公方様江モ指上ケ、寺中ニモ可置由」を提言しているのは(資料七)、定期点検の必要を鮮明に打ち出している点で興味深い。明治に入ってから、明治五年政府の手によって始めて開封、点検が行われ、以後しばしば宝庫・宝物の修理と点検が実施され、同十六年には年一度の定期曝涼の制が定められて今日に至っている。

第三の開封の理由となったのは、貴顕の宝物拝観である。その初例は上述の寛仁三年(一〇一九)の前摂政藤原道長の宝物拝観であるが、以後これが先蹤となつて、貴顕の東大寺受戒に際し宝物を拝観する例が続いた。すなわち康治元年(一一四二)の鳥羽法皇と前関白藤原忠実(『本朝世紀』)、嘉応二年(一一七〇)の後白河法皇(『兵範記』)、延応元年(一二三九)の前摂政九条道家(資料二)、正嘉二年(一二五八)の前摂政近衛兼経(同上)の拝観がそれである。かくて東大寺受戒に付随して始まつた勅封倉宝物の拝観は、さらに拡大して弘長元年(一二六一)後嵯峨上皇が、正応元年(一二八八)後深草上皇が、いずれも南都御幸に際して宝物を御覧になり(資料一・同二)、室町時代に入ると、足利將軍家の義満(『至徳二

年春日権神主師盛記』・義教(資料六)・義政(資料五)、さらには天正二年(一五七四)の織田信長(『天正二年截香記』)の拝観に及んだ。しかし後には明治十年の明治天皇の宝物御覧に至るまで、貴顕の拝観は中絶し、そのための開封は行われなかった。

第四の理由は宝庫の修理である。勅封倉の修理のことは、天延二年(九七四)の太政官牒(『東南院文書』)に見えるのを始めとして、文書・記録に散見するが、長元四年(一〇三三)七月には、東大寺別当より「勅封御倉」の修理のため「勅使」の差遣を申請したのに対し(『小右記』、同年八月、右中弁と監物が下向して勅封倉を開き(『左経記』)、承暦三年(一一七九)にも勅封倉修理のため、開封勅使として弁と大監物・主鈴が差遣された史料がある(正倉院事務所蔵『官宣旨』)。さらに大治五年(一一三〇)五月、湿損の疑があるため、勅封倉を開いて検知し(『中右記』)、文治五年(一一八九)三月にも、造東大寺長官が大監物や弁・史らを伴つて下向したが、それは勅封倉の湿損が甚しいため、急遽検知すべき旨、寺家より上申したからである(『玉葉』)。かくて鎌倉時代には、建久四年(一一九三)・寛喜二年(一二三〇)・嘉禎三年(一二三七)・寛元元年(一二四三)・建長六年(一二五四)の五度にわたり、宝庫修理のため開封されたことが記録されている(資料一・同二)。そして江戸時代に入つて、慶長八年(一六〇三)・寛文六年(一六六六)・元禄六年(一六九三)・天保四年(一八三三)の四度、修理のための開封が行われ、多くの開封記録を残したが、大正二年に至つて全面的な解体修理が行われ、現状を見るに

至った。

(2) 開封参仕者の変遷

宝庫開扉の理由はおおよそ以上のように整理できるが、その開封の次第作法についてひと通り記述している文献は、建久四年八月二十五日の勅封倉開検記録(資料一)を最初とする。しかもそこに見える次第作法には、すでに江戸時代の開封次第の基本的な形が備わっているが、部分的にはその間の変遷もいろいろ認められるので、まず開封行事に参仕する諸員の構成の面から検討してみたい。

建久四年の開封に参着した主要メンバーを挙げると、造東大寺長官左大弁藤原定長を始め、勅使の弁・大監物・史・史生・官掌および東大寺別当(寺務)・三綱並びに綱所の威儀師・従儀師で、外に着座はしなかったが、造寺判官以下の造寺官も参入した。このうち勅使の弁と東大寺別当および三綱以外は、江戸時代までに姿を消してしまふ。

まず造東大寺長官以下の造寺官についてみると、天平勝宝八歳(七五六)十月三日付の人参出蔵文書『雙倉北雜物出用帳』に造寺長官の署名があるのを始めとして、造寺司が北倉納物の出納に関与していたことは、奈良・平安初期の出納関係文書によって裏付けられるし、ことに延暦六年(七八七)の曝涼帳に造寺司長官以下主典に至るまで署名を加えているのが目を惹く。しかし造東大寺司は延暦八年に廃止されたので、その後

延暦十六年三月二十七日条を始め、以後の『公卿補任』などになお造東大寺長官や同次官の補任のことが散見する事情は明らかでない。それとも角、治承四年(一一八〇)の平重衡の南都焼打ちの後をうけて、同五年六月二十六日造寺官の任命が行われ、造東大寺長官に左少弁藤原行隆が補されたのを始め、次官・判官・主典各一人が任ぜられた(『玉葉』『東大寺統要録』造仏篇)。ついで文治五年(一一八九)には、勅封倉の濕損を検知するため、長官左中弁藤原定長が下向したことが『玉葉』に見える。建久四年の開封には、上記のごとく、左大弁定長が造寺長官として参着しているが、以後も勅封倉の開封に当っては、長官以下造寺官が参仕するのを常例とした。ところが建長六年(一二五四)北倉落雷後の開封実検に当り、下向の命を受けた長官左大弁吉田経俊は、「先例、御物を出納せらるるの時、長官の下向例あり、此の如く実検ばかりの時、長官下向せず、是れ則ち実検の時、勅使の弁倉中に入りてこれを実検す、長官は幄の座に在るばかりなり、強ち其の詮あるべからざるか、略すべきの由相い存ず、但し勅定に随うべきの由申し入る」(『経俊卿記』)として、下向の省略を勅許された。造東大寺長官の補任は江戸時代末まで続けられていたが、建長以後造寺官の開封参仕の例を見ない。

綱所すなわち僧綱も宝物の出納に関与したことは、奈良時代以来の出納関係文書によって確かめられるし、ことに平安初期の四通の曝涼点検目録にすべて署名していることはそれを裏付ける。建久四年の開封の際も、綱所の使として威儀師・従儀師各一人が参着している。しかし寛喜

二年(一二三〇)の開封記録には、寺家執行より、「京都より公文・惣在
庁下向せしむるに於いては、寺家其の煩あるべし」として「南都綱所」
の差遣を要望したので、「南都便宜」の威儀師・従儀師を参着させた
といい、さらに建長六年の開封の際は、綱封蔵を開かないことを理由に綱
所の参着がなかった(資料一)。こうして綱所の参仕も、あるいは便宜に
従い、あるいは省略され、やがてその例を見なくなったのである。

また室町・江戸時代の開封記録には、勅使は弁一人で、監物や史・史
生・官掌らの姿は見られない。これは先に述べたように、カギの保管が
實際上朝廷から寺家に移ったことと、開封行事の運営の主体が、弁以下
の太政官の官人の手から寺家三綱らに移ったためであろう。一方、江戸
時代になると、幕府から差遣される検使(驗使・上使ともいう)と奈良奉
行が新たに参仕し、大きな役割を果しているのは、時勢の反映に外なら
ない。江戸時代の開封は、勅許を得たうえ、寺家より幕府に請願して始
めて実施されたもので、開封行事に伴う経費や式場内外の警備等も全面
的に幕府に依頼するのであるから、検使および奈良奉行が開封に立ち会
うのも当然といえるべきであろう。

(3) 開封行事の次第作法

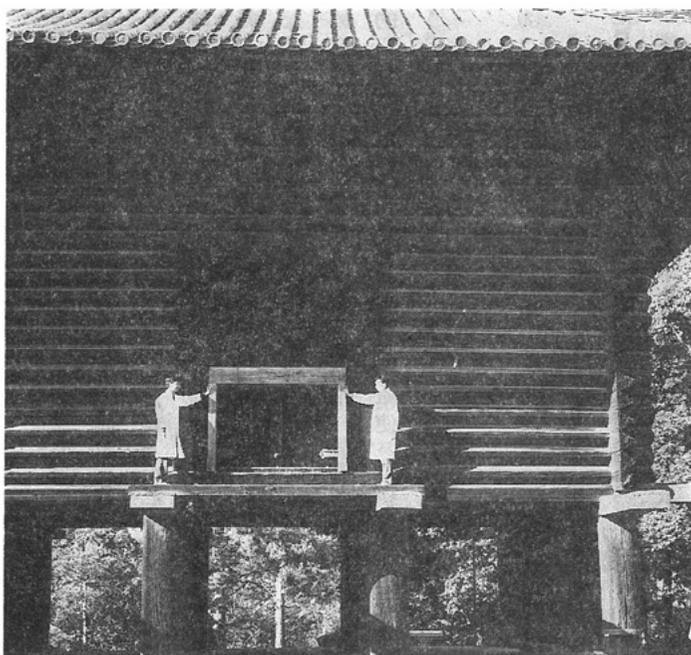
さて建久四年の開封行事の次第を追って、江戸時代に至るまでの変遷
に目を配りながら、その行事作法の概要を述べてみよう。

まず開封前日の八月二十四日、勅使一行が東大寺に下着、寺中の宿所

に入る。ついで官掌をして、明日辰刻以前皆参すべき旨催促せしめる。
この催促は、江戸時代には寺家三綱から触れさせている。

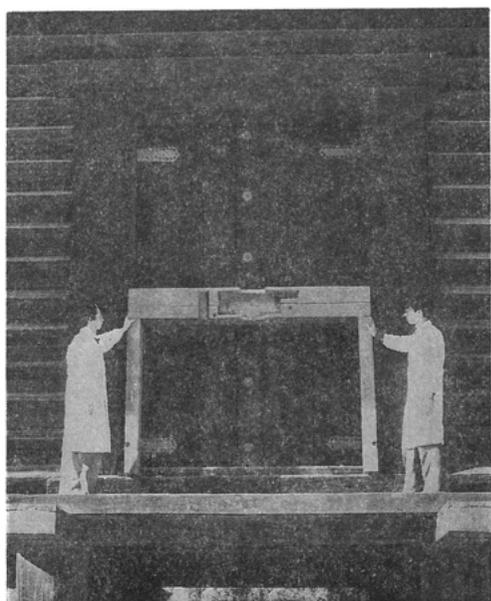
当日諸員が宝庫の前の座席に参着して開封行事が始まるが、その座席
はあらかじめ寺家の沙汰として鋪設された。すなわち北倉の前面に三間
の幄一字を立て、造寺長官・東大寺別当および勅使の弁・大監物・史の
座を設け、幄の外に史生・官掌および三綱・綱所などの座が設けられた。
なお寛喜二年七月の開封は、降雨のため、宝庫の床下に座が設けられ
たが、これは雨儀の常例であった。江戸時代には、宝庫の前方十間ばかり
に、東西二間、南北十四間の仮屋を建て、北から勅使・寺務・三綱(執
行)・検使・奉行の順に座を設け、宝庫の北側から西側にかけて行馬(矢
来)をめぐらして式場を画し、奉行の配下が警備した。また式場には、
奉行を先導として、勅使以下諸員が行列を組んで入場している(資料一
三)。

建久の次第は、諸員の参着に続いて、官掌が鑑司を召して、封を切り、
蔵を開けることを指示するとするが、寛喜の記録によると、この指示は弁
から史、史から官掌へと伝えられている。ついで官掌が本の封、すなわ
ち切り取られた旧封を勅使の弁に進覽する。なおこの封紙を竹皮に包ん
で雨露から保護したことが江戸時代の記録に見え、その形式は今日まで
守り伝えられている。また鎌が経年のために錆びついて開かず、打ち壊
して開けたことは、平安時代の康治元年(一一四二)の記録(『本朝世紀』)
以来しばしば見え、そのために江戸時代には鍛冶が開封行事に参勤する



北倉の錠にかぶせた横木

のが例になっているが、一方ではいつの頃からか、鑱に横木（鞆木ともいう）をかぶせて保護するようになった。横木のことはすでに寛正六年の記録（資料五）に見えるが、『天正二年截香記』には「鑱カクシノ横木」と見え、江戸時代の記録（資料一）には、「錠・御封之蓋木ヲ云鞆木也」と説明し、長さ七尺八寸の一尺角の材の錠に当る所をくり抜いて錠と御封にかぶせる鞆木を、高さ四尺四寸、幅一尺、厚さ五寸の立木二本で支



上掲の横木の裏側

える仕組みになっている。写真は明治初期まで使用された鞆木と立木であるが、ほぼ上記の規格に合致する。

鑱がはずされると、祝師が幣帛を捧げて、辰巳の方すなわち東南に向って祝詞を申す。辰巳の方とは手向山八幡宮の方向を指すらしく、祝師については、寛喜二年の記録には寺家の舞人と注し、江戸時代の記録では伶人と書いている。次に蔵の戸を開くのであるが、寛喜の記録では、鑱を解いたうえ、俱留呂鎰で俱留呂すなわち戸の枢を挙げて戸を開くとする。江戸時代の記録では、俱留呂鎰を折鎰とか枢鎰といっているが、伶人の奉幣に続いて、六堂公人の一藤が折鎰を持って式場の中央に進み、手向山八幡宮の方（辰巳の方）に向かって鎰を高く捧げ、「宝倉ノ御戸開キ」

と三度高唱し、終つて戸を開くという(資料一〇)。この作法がいつから始まったか明らかでないが、嘉禎三年の記録(資料一)に、寺家の出納が「御倉を開き奉るの由」を御堂(大仏殿か)の方に向つて三度高唱するところが見え、上記の作法との関連を窺がわせる。

蔵の戸が開いて、勅使の弁以下が「仮階を亘つて」中に入る。仮階は仮橋・登橋とも書かれ、床下三メートルにも及ぶ蔵にのぼるための仮設の階段である。江戸時代の記録(資料一)には、三倉三口に掛る「箱梯三脚」を長さ一丈三尺、幅六尺、梯の子数十二と説明し、さらに三口の前にそれぞれ長さ一丈三尺、幅五尺三寸の「張出シノ縁、高欄付」を取り付けると見える。また江戸時代には、開封より閉封まで、三倉三口に雲形(ウンギョウと訓む)という浅黄染の布幕を釣り、開封以下の作業はすべて幕の内で行われた(資料八・同一・同一)。それは開閉封の作法や庫内の様子が見えないようにするためであるというが、宝物盗難事件の後をうけて行われた寛喜二年十二月の開封に際し、勅使の弁が「先度実検の時、宝物を倉より取り下さるるの条、盗人を招く根元なり、今度は倉内に於いて宝物を披覽すべし」と指示したことが想起される。

再び建久の次第にかえると、勅使の弁以下諸員は蔵の中を大略巡検した後、各々退下して本の座に帰着する。次に官掌が寺家職掌人を召し上げて宝物を幄の前に運び出させ、順次検知して綱封蔵(南倉)に移納する。その際、弁の命により史が宝物の傍について目録を取り、史生・官掌の指揮監督のもとで宝物の移納が行われた。なお寛元四年(一二四六)九月

二十八日の開封の際、宝物の運送について「新儀」が加えられた。この開封は、寛元元年宝庫修理のため西印蔵(上司蔵)に移納した宝物を宝庫に還納するためのものであるが、その運送の行列において、宝物の前を一藤の公人が禪(ちはや)を着け、櫓(すわえ)を持って前行したことが見え、それに「新儀」である旨を注している(資料一・同一)。この後、寛正の開封次第(資料五)にも、実検のため宝物を寺務坊に運ぶに当って、「六堂ノ一藤梅ノ枝ニテミサキヲマイラスル」と見え、元禄の記録(資料一〇)には、宝物を会所坊に運ぶ際、「白杖」を持った公人の一藤が先導するとし、その際の「御宝物行列絵図」(資料一三)にもそれが描かれている。寛文六年の記録(資料八)には、この「梅ノ枝」「白杖」に当るものを「梅櫓」と書いているが、いずれも寛元記という櫓に相当し、櫓は楚・楮と同じで、すくすく生えた若枝をいう。寛元四年に「新儀」として始まった作法が、江戸時代まで遵守されたのである。

さて北蔵納物の移送が終ると、次に同様の手順で、中蔵納物を点検、移納する。次に官掌が弁の封を給わつて綱封蔵に付けさせる。次に勅封蔵の鑑と鑰は鑑司が請け取つて参洛すべき旨を仰せ下し、ついで諸員が退出し、酉刻すべての行事が終了した。いまの時刻でいえば、午前八時頃から午後六時頃まで、約十時間を要したことになる。なお此の度の宝庫修理は順調に進捗し、翌建久五年三月二十日、再び勅使を遣わして宝物を勅封蔵に還納し、鑑司の持参した鑰を扉にかけ、勅使の封を付けて閉封の式を終えた。

以上、建久度の開封記録を土台にして、鎌倉時代から江戸時代にわたる開封行事の沿革の大筋を辿ってみたが、最後に、元禄六年の記録（資料一〇）によって、同年五月十六日の開封および八月七日の閉封の次第をとりまとめて記述し、江戸時代の開封行事の全体像の理解に資したいと思う。

五月十六日の諸員着座以降の次第作法を追ってみると、まず東大寺別当（寺務）より坊官をして鑑箱を勅使に返還させることから始まる。次に執行（三綱）が勅使の仮屋に参り、改めて勅使から鑑箱を請け取って帰座する。次に東大寺付の番匠が中、北、南三倉の前に到り、錠をおおう輪木を取りはずす。次に手向山八幡宮の神主が三倉の階の上で清祓を行う。次に伶人が中倉の前と鎮守蔵王権現（杉本社）の前で奉幣を行う。次に六堂公人の一萬が執行の仮屋に参り、柙鑑（折鑑）を請け取り、中倉の前に立ち、辰巳の方に向かって「宝倉ノ御戸開キ」と高声で三唱し、終つて柙鑑を執行に渡す。次に執行が中・北二倉の勅封を切り、その封を勅使に渡す。次に南倉の別当の封を切り、その封を別当に渡す。次に執行が倉の階を上つて錠を開く。公人が白杖・燈明・荒薦等を持ってこれに従い、鍛冶が階の下に立ち並ぶ。これは旧例により、若し錠が開き難いときは、鍛冶をして開かせるためだという。次に執行が柙鑑を取つて戸を開き、

執行・公人が倉の内に入る。次に学侶の一萬・二萬が宝物証明のため倉に入る。次に執行が宝物を公人に荷わせて倉より運び出す。公人の一萬が白杖を持って前行し、学侶の老僧二人が宝物の左右について守護し、会所坊に到る。次に執行が倉の戸を閉じ、仮錠をかけて仮屋に帰座する。次に勅使・別当並びに奉行兼検使が仮屋より会所坊へ移つて宝物を点検する。

以上で初日の行事は終るが、第二日より第五日まで、勅使・別当および奉行は直接会所坊に出座し、学侶・執行・公人等は宝庫に到つて宝物移送の作業に当る。また点検を終つた宝物は、宝庫修理の間、旧例に任せて二倉（油倉）に仮納した。

ついで八月七日に至り、宝庫の修理が終つて閉封の儀が行われた。当日辰刻、学侶・堂衆並びに末寺衆僧および諸役人が金珠院に参集する。同刻、勅使・別当・奉行兼検使が会所坊に出座、紅沈・黄熟両香と、このたび修復した屏風を更めて点検する。その外の宝物は、前日悉く宝庫に返納した。巳刻、奉行を先頭にして、別当・勅使および諸役人が宝庫の前の式場に臨む。まず白杖を持った公人が先導して、兩種御香並びに御屏風を宝庫に納める。次に学侶の一萬・二萬が宝物を証明し了つて、執行が南、中、北三倉に錠をかける。次に執行が勅使の仮屋に参り、勅封を請け取つて中、北二倉の錠に付け、別当の仮屋に到つて別当の封を請け取り、南倉の錠に付け了つて仮屋に帰座する。次に番匠が三倉に到り、錠の上に輪木をかぶせる。次に執行が開封のとき請け取つた鑑箱を

勅使の仮屋に持参し、これを勅使に返還する。次に別当の坊官が勅使の前に参上し、鎰箱を請け取って別当の座の左に置く。次に開封時と同じ手順で清穢と奉幣を行う。次に勅使・別当・鎰箱役・衆僧・執行以下、次第に還列をつくって退場、最後に奉行が退出し、閉封の儀を終了するのである。

(資料一)『東大寺統要録』宝蔵篇。東大寺本坊所蔵本を基準とし、『続々群書類従』本および東大寺図書館所蔵『東大寺勅封目録記上』と対校。

(資料二)東大寺図書館所蔵『東大寺勅封蔵記下』

(資料三)『龍松院文書』所収「東大寺衆徒僉議事書」なおこの文書は昭和七年十一月発行の『続正倉院史論(寧楽十五)』に全文紹介されているが、このたび筒井寛秀氏の御厚意により原本を拝見する機会を得た。記して謝意を表する次第である。

(資料四)『三倉御開封記建久日記』

なお正倉院事務所には東大寺図書館所蔵の旧薬師院文書を始め、江戸時代の編著にかかる正倉院開封関係記録の謄写本を蔵するが、本資料以下、本稿に用いた江戸時代の資料は概ねこの写本類に拠った。

(資料五)『寛正正倉院御開封懐中之記』

(資料六)『寛文正倉院御開封次第(寛文)』

(資料七)『寛文正倉院御開封之記』

(資料八)『寛文三蔵宝物目録』

(資料九)『元禄正倉院御開封記録』

(資料一〇)『元禄三倉御開封日記』

(資料一一)『東大寺正倉院御開封記』浄俊編

(資料一二)『天保度正倉院御開封日記並御開封之記』

(資料一三) 武部敏夫氏「近世の正倉院開封」『太陽』正倉院シリーズⅢ

なお本稿執筆に当り、松本包夫氏編「正倉院略年表稿本」によって史料の検

索に多大の便宜を得たことを深謝する。

〔補註1〕 三倉納物の移動

中世の正倉院三倉は、北・中の勅封蔵と南の綱封蔵から成るが、関根真隆氏の調査(『名宝日本の美術』4所収「正倉院遺宝伝来の記」)によると、建久四年(一一九三)作成の目録では、その北倉納物に奈良時代の面影を残しているという。しかしその後、数度にわたる宝庫修理等のための宝物の移動を経て、慶長十七年(一六一二)の目録では、奈良朝の姿は完全にくずれ、さらに北倉納物を南倉に移したので、以後かつての勅封蔵納物は中・南倉に納められることになった。しかし北・中倉を勅封蔵、南倉を綱封蔵とする建て前は厳守され、寛文・元禄・天保の開封の儀もその本旨に則って行われた。

〔補註2〕 正倉院宝庫のカギの遺品

宝庫のカギの江戸時代以前の遺品としては、正倉院に現存する元禄度の錠一口・折鍵一本および天保度の錠三口・鍵三本があり、また東大寺にも錠一口と付属の鍵一本、および鍵四本を蔵する。

正倉院の元禄度の錠には、槽の一面に

東大寺 元禄六年 鍛治東向北町甚右門

西 八月七日 鍛治手具与兵衛

の刻銘、反対の面に「南」の刻銘がある。八月七日は閉封の日付、南は南倉の意である。また折鍵には「東大寺ミツクラ」と「カシ大クヨ

ヒヤウエ」の刻銘が表裏にある。この「与兵衛」「ヨヒヤウエ」は『元禄六年正倉院御開封行列図』に「鍛冶」と見える「芦田与兵衛」であり、「甚右門」は同行列図の「田村甚右衛門」、上掲資料九に見える「東向町鍛冶屋甚右衛門」であろう。

天保度の錠三口は、現に宝庫にかけられているもので、槽の一面に

南都 鍛冶鑑屋嘉兵衛

今在家町 鍛冶芦田弥四郎

の刻銘、反対の面に「東大寺三ツ蔵」、上面に「北(中・南)」の刻銘がある。また鍵三本には左の如き刻銘がある。

東大寺三ツ蔵御鍵中(北・南)

南都今在家町 鍛冶鑑屋嘉兵衛
鍛冶芦田弥四郎

ここに見える「弥四郎」と「嘉兵衛」は、『天保四年御開封行列記』に見える「鍛冶芦田弥四良吉富」と「添鍛冶嘉兵衛」であろう。また人名の下に中、北、南三倉の順でそれぞれ一本、二本、三本の線が陰刻されているが、それは中倉から始めた当時の開封順序に合致する。但し現在宝庫にかかっている錠を開くには、明治十年にこの天保度の鍵の「副匙」として作られた鍵三本が用いられ、同じく元禄度の折鍵の副として作られたもので扉の門をはずしている。なお上記の元禄度の錠には、別に鍵一本が副えられているが、それには「東大寺三ツ蔵御鍵」と「鍛冶職本座芦田弥四郎吉富」「細工人今在家町鑑屋嘉兵衛」の刻銘があり、人名は上記の天保度の鍵の人名と一致する。しかし三倉の別を示す刻銘がなく、鍵の尖端の構造も上記の天保度の鍵と異なる

ので、宝庫にかかっている錠の鍵ではない。あるいは開封中の仮錠の鍵であろうか。

東大寺所蔵の錠と鍵一具は鎌倉時代のもので、他の鍵四本のうち一本は平安時代のもので推定されているが、残る三本の鍵には左の如き刻銘がある。

(表) 東大寺ミツクラ北(中・南)カキ

(裏) カチ大クヨヒヤウエ

これが人名から元禄度の鍵であることは上記の通りで、字体を含めて、元禄度の折鍵の刻銘に酷似しており、両者は一具として製作されたかと推測させる。